

山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）の日常生活環境を改善するために、障害者の専用居室及び浴室便所等（以下「専用居室等」という。）を整備する場合、必要な経費に対し、予算の範囲内で補助することにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

この補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象障害者)

第 2 この補助金の交付の対象となる障害者は、肢体不自由による身体障害者手帳1級又は2級、あるいは療育手帳Aの所有者で年齢18歳以上で日常生活において常時介護を要する者とする。

ただし、15歳以上、18歳未満の者でもその介護の実情から特に居室整備の必要性の高いものについては対象とする。

(補助金交付の対象者)

第 3 この補助金の交付の対象者は、山梨県内に住所を有する第2に定める障害者又はその者と同居する者とし、障害者の生活環境の改善ないしは、介護の軽減を図るために専用居室等の整備の必要度の高いものとする。

ただし、前年度分の所得税額が287,500円を超える世帯（更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の徴収基準額表のD12以上）に属する者は除く。

また、同一の建物に複数回適用することはできない。

(補助対象事業費)

第 4 補助対象事業費は専用居室等を改造、改築又は増築する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、専用居室等の工事と併せて同一世帯の家屋を改造、改築又は増築する場合には、全体の工事延床面積が50㎡以上となるときは補助対象事業としない。

ただし、災害その他特別の事情により、特に知事が必要と認める場合には、知事が別に定めるところによることができる。

(補助基準額)

第 5 補助対象費目、種目及び基準額は次のとおりとする。

費目	種目	m ² 当り基準単価 (円)	基準面積 (m ²)	基準額 (円)	限度額 (円)
工事費	専用居室	68,600	13.24	909,000	1,550,000
	浴室・便所	89,300	6.63	592,000	
	玄関	68,600	2.00	138,000	
	洗面所	89,300	2.00	179,000	
	台所	89,300	8.93	797,000	
	天井走行リフト			987,000	
設備費	洋式便器槽	(ロ - タンク)		67,000	450,000
	浴室シャリ - セット	(260 号程度)		74,000	
	湯沸器槽	(ハンドシャワ -)		35,000	
	浄化槽	(7,000 kcal / H)		86,000	
	キッチンセット	(5人槽)		150,000	
	その他当該障害者が住宅の設備、構造等をその障害者に適応するよう整備するための設備			404,000	
			150,000		

2 前項の規定にかかわらず、障害者の障害状況並びに生活環境等の実情により、上記の基準により難いと特に知事が認めた場合には、合計限度額の範囲内において知事が別に定めるところによることができる。

3 基準額の計が5万円未満の場合は補助の対象としない。

(補助金交付額)

第 6 補助金の交付額は、第 5 による種目ごとの基準額と種目ごとの実支給額とを比較して、少ない方の額 (以下「補助対象基本額」という) の合計額 (費目ごとの合計額は限度額の範囲内とする) に、次の各号の割合を剩じて得た額とする。

ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 補助対象基本額のうち60万円以下の額については当該申請者の属する世帯の所得状況に応じて次の割合を剩ずる。

(イ) 市町村民税非課税世帯 10分の10

(ロ) 所得税非課税で市町村民税均等割世帯 10分の8

(八) 所得税非課税で市町村民税所得割世帯 10分の6.5

(二) 所得税課税世帯 10分の5

(2) 補助対象基本額の60万円を超え、200万円までの額については
2分の1を剩ずる。

2 対象者が、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)による
居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給が受けられる場合には、
その支給限度額を控除するものとする。

3 対象者が他の法令等により専用居室等の整備の補助を受けられる場合は、
その補助の限度額を控除するものとする。

(補助金審査会)

第7 知事は、この補助金の交付に関し必要な審査、指導、助言及び検査等
を行うために、関係行政機関等の職員による在宅重度心身障害者居室整備補
助金審査会(以下「審査会」という。)を県保健福祉事務所に設置する
ものとする。

(専用居室等整備計画の協議)

第8 この補助金の交付を受けて専用居室等を整備しようとする者は、在宅重
度心身障害者居室整備協議書(第1号様式)(以下「協議書」という。)
を知事に提出するものとする。

2 知事は、協議書の提出を受けたときは、その内容について必要に応じ審
査会の意見を聴き、必要な指導、助言を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第9 この補助金の交付を受けようとする者は、第8の2項の指導助言に基づ
き専用居室等の整備計画を作成し、これに基づく在宅重度心身障害者居室
整備費補助金交付申請書(第2号様式)(以下「申請書」という。)を知
事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第10 知事は、申請書の提出を受けたときは、その内容について必要に応じ審
査会の意見を聴き、補助金の交付の可否について決定するものとし、その
結果を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第 1 1 補助金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) 別添の居室整備計画による整備事業であること。
- (2) 補助事業に要する経費の種目間の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了以前に本補助金交付要綱の目的が達せられない状況になった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業が完了したときは、完了後一ヶ月以内又は当該年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに在宅重度心身障害者居室整備費補助事業実績報告書 (第 3 号様式) を知事に提出するものとする。
- (7) その他、知事が必要と認める事項。

(補助金の支払い方法)

第 1 2 この補助金は概算払いできるものとする。

(補助金の返還)

第 1 3 知事は、当該事業が本要綱の規定又は補助金交付の条件に違反して行われた場合は、当該申請者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(事前着工)

第 1 4 知事は、当該事業が補助金の交付決定以前に着工されていた場合は、補助金の交付は行わないものとする。

(財産の処分の制限)

第 1 5 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号) を勘案して別に定める期間

を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（ 附 則 ）

1) この要綱は、昭和51年6月26日より適用する。

2) 昭和54年7月6日一部改正。

3) 平成元年10月25日一部改正。

4) 平成5年4月1日一部改正。

5) 平成6年9月20日一部改正。

6) 平成12年4月1日一部改正。

7) 平成17年3月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

8) 平成18年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱第5の2「特に知事が認めた場合」

1 同一世帯内に山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2に該当する障害者が2人以上同居している場合の専用居室に係る基準額は、2人目以上1人について要綱第5の専用居室に係る基準額の80%に相当する額を基準額に加算し得た額とする。

